

障がい児福祉に係る公的給付の所得制限の撤廃を求める意見書

国は、こどもまんなか社会の実現を掲げ、こども未来戦略の一環として、全てのこどもが等しく手当を受けられるよう児童手当の所得制限を撤廃しました。しかし、障がい児福祉の公的給付（特別児童扶養手当、障害児福祉手当、障害児通所支援、特別支援教育就学奨励費）は、いまだに所得制限が残されており、全てのこども、子育て世帯を切れ目なく支援するというこども未来戦略の基本理念と矛盾しています。

障がい児を育てる家庭は、格段に重い経済的・精神的負担を負いながら、子ども医療費や親がいなくなる時を見据えた将来の貯蓄のために懸命に働いています。しかし、所得制限を超えたとたんに手当が打ち切られ、福祉サービスも打ち切りや負担増となるため、賃金が増えたのに可処分所得が減るという逆転現象が深刻で、利用控えや働き控えによるキャリア形成の阻害は社会全体の経済的損失にもつながるものです。

したがって、政府（国）におかれては、障がいを持つこどもとその家族が、家庭の所得によって公的給付の不支給や支給額等に差が生じることのないよう、次の事項を実現するよう求めます。

1. 特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の所得制限を撤廃すること。
2. 放課後等デイサービス等に係る障害児通所給付費や特別支援教育就学奨励費の経済的な負担軽減措置を講じること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2026年（令和8年）3月18日

福山市議会

(提出先)

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣

(沖縄及び北方対策 消費者及び
食品安全 こども政策 少子化
対策 若者活躍 男女共同参画
地方創生 アイヌ施策 共生・共助)

衆議院議長

参議院議長